

住居手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第61号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和46年名古屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養親族（」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び」を加え、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削り、「同規則第5条第3号」を「同条第3号」に、「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用を受ける職員、名古屋港管理組合の職員、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第2条第1項第4号に規定する他府県等の教員、同項第5号に規定する国等の医師等、同項第6号に規定する国等の操縦士等若しくは同項第7号に規定する国等の職員又は公益的法人

等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者から人事交流等により引き続き条例」を「新たに条例第5条第1項若しくは附則第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第5条第1項に規定する給料表」に、「当該条例」を「当該給料表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の住居手当規則第4条の規定の適用については、同条中「条例第5条第1項若しくは附則第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第5条第1項に規定する」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則別表第1又は附則別表第2の」とする。

（住居手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 住居手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。